

飯田市土地利用基本方針（市都市計画マスタープラン）の変更について

建設部地域計画課

1 趣旨

平成 30 年 1 月 1 日に土地利用基本方針に位置付けた「飯田都市計画道路の見直し方針」に基づき、都市計画道路の変更を進めてきているが、今回新たに飯田南道路を都市の骨格として明確化することと、「長野県信州まちなかグリーンインフラ推進計画」と連携してグリーンインフラの導入推進を図ることを土地利用基本方針に追加し変更する。このほか、必要な修正等を行う。

2 土地利用基本方針の変更の背景と内容

(1) 国道 153 号飯田南道路について

この道路は、都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県区域マスタープラン）において、都市構造の広域連携軸として重要な路線に位置付けられている。また土地利用基本方針においても、飯田市道路網構想の放射道路軸[※]として内環状道路軸[※]の連絡とともに、高規格道路の代替機能を担う重要な路線と位置付けている。

令和 2 年 2 月に国からバイパスによるルート帯の案が示されており、内環状道路と外環状道路軸[※]との繋ぎ、広域道路ネットワークの一環をなすこの道路を市の都市構造の骨格として明確化する。

なお、国道 153 号飯田南道路の実現に向けては、国や県と連携してできるだけ早期に事業化されるよう市としても取り組んで行く。

(2) グリーンインフラの導入推進について

「長野県信州まちなかグリーンインフラ推進計画」は、グリーンインフラ[※]をまちづくりの有用な手段として捉え、まち全体にグリーンインフラを広げていくことを目的として、長野県が本年 4 月に策定した。グリーンインフラの導入推進にあたっては、行政のみならず民間企業や市民の理解と協力が必要であり、県下 4 広域で人口規模が大きい長野市、松本市、上田市、飯田市の 4 市長と知事との共同宣言を行い、県と連携して持続可能な社会の構築とまちなかの魅力醸成を共に取り組んで行く。

※放射道路軸とは、圏域の一体化のため、圏域各自治体との連絡強化や、内環状道路軸と外環状道路軸を接続して内環状道路軸の連絡と共に高規格道路の代替機能を担うものです。

※内環状道路軸とは、市中心部へのアクセス性向上を担う道路軸です。

※外環状道路軸とは、定住自立圏（南信州広域圏）の環状機能を担う道路軸です。

※グリーンインフラとは、グリーンインフラストラクチャー（Green infrastructure）の略で、自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するインフラ整備・管理の新しい取組です。

- 3 土地利用基本方針の変更の箇所（詳細は別紙のとおり）
- (1) 第2編第3章第1節4. グリーンインフラの導入推進
 - (2) 第2編第4章第1節1. 都市計画道路
 - (3) 第2編第4章第1節4. 道路
 - (4) 資料編 資料—4 都市計画道路の見直し方針
 - (5) その他必要な修正等

4 主なスケジュール

- 7月29日 土地利用計画審議会・都市計画審議会 勉強会
- 8月10日～9月9日 パブリックコメント（1か月間）
- 8・9月 山本・伊賀良地域協議会
- 10月 土地利用計画審議会・都市計画審議会諮問・答申
- 10月 土地利用基本方針の変更（公表）

飯田市土地利用基本方針 (市都市計画マスタープラン)の変更について

- ・ 国道153号飯田南道路について
- ・ グリーンインフラの導入推進について

1

飯田都市計画道路の見直し方針 取り組み状況

飯田市土地利用基本方針（市都市計画マスタープラン）に位置付け
(平成30年1月1日変更)

第2編 市全域の都市づくり構想—第4章 都市施設の整備方針—第1節 交通施設の整備方針—1. 都市計画道路

○都市計画道路の見直しに関する方針

(略)

- ・ 「飯田市都市計画道路見直し方針」において変更候補や廃止候補となっている路線については、関連する地区において住民説明会などを実施し、住民との合意形成された路線から順次、都市計画道路の変更を行います。

○飯田市決定7路線及び長野県決定5路線を変更

(平成31年1月28日都市計画決定告示)

- ・ 都市計画道路を取り巻く課題を踏まえ、上位計画との整合を図り、リニア中央新幹線長野県駅設置に伴い、整備効果を広く県内に波及させることなど、広域的な観点からこれらの道路の計画の見直しを行い、「拠点集約連携型都市構造」の実現を図るため、都市計画道路の変更を行いました。

○3・4・43号リニア駅前線を新規路線として決定

(平成31年3月5日都市計画決定告示)

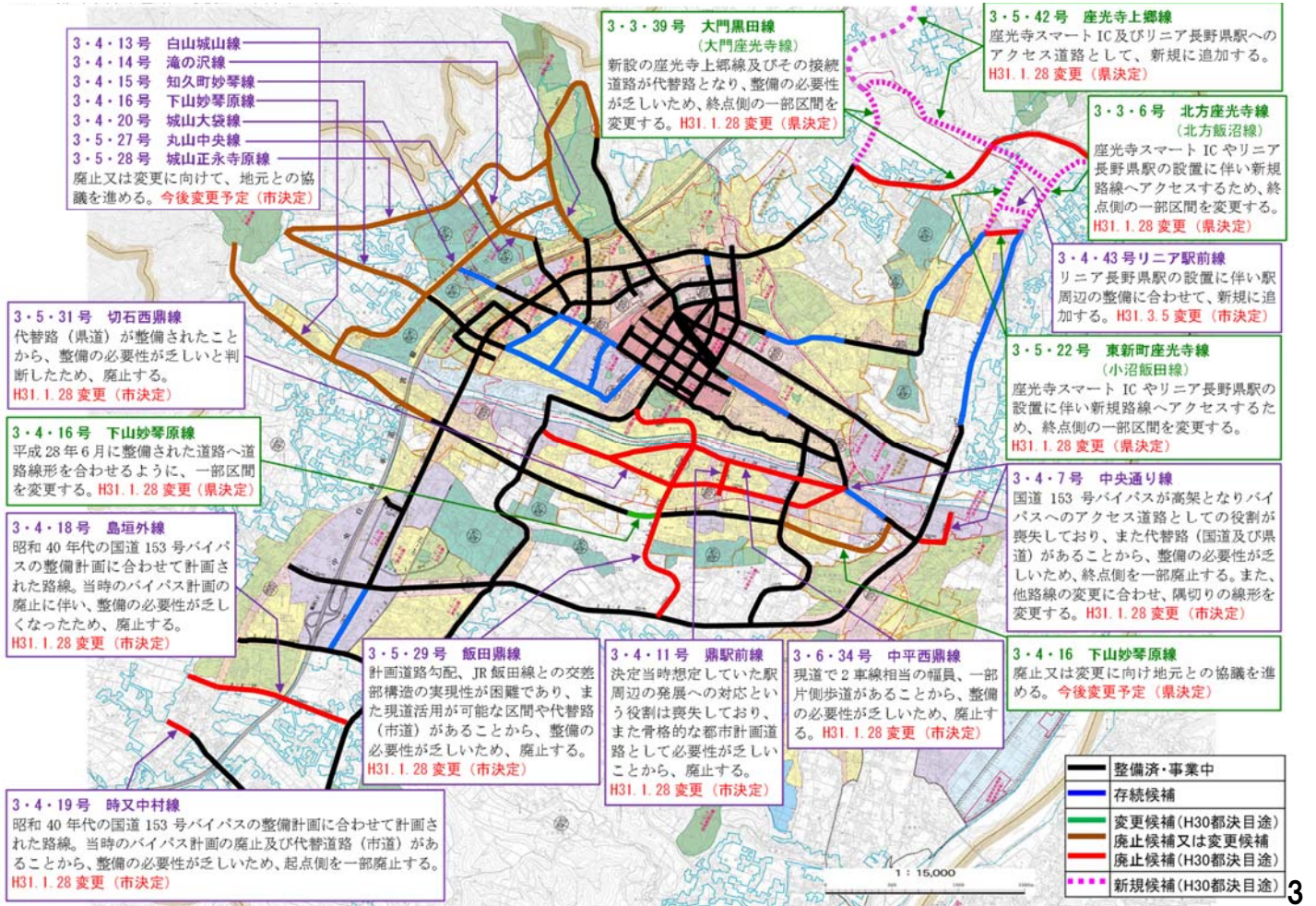
- ・ リニア中央新幹線長野県駅の設置に伴い、駅へのアクセスの安全性・利便性を確保するため、3・4・43号リニア駅前線を新たに追加決定しました。

○羽場、丸山、鼎地区における都市計画道路の変更

(現在進行中)

2

飯田都市計画道路の見直し方針 取り組み状況



3

飯田都市計画道路の見直し方針

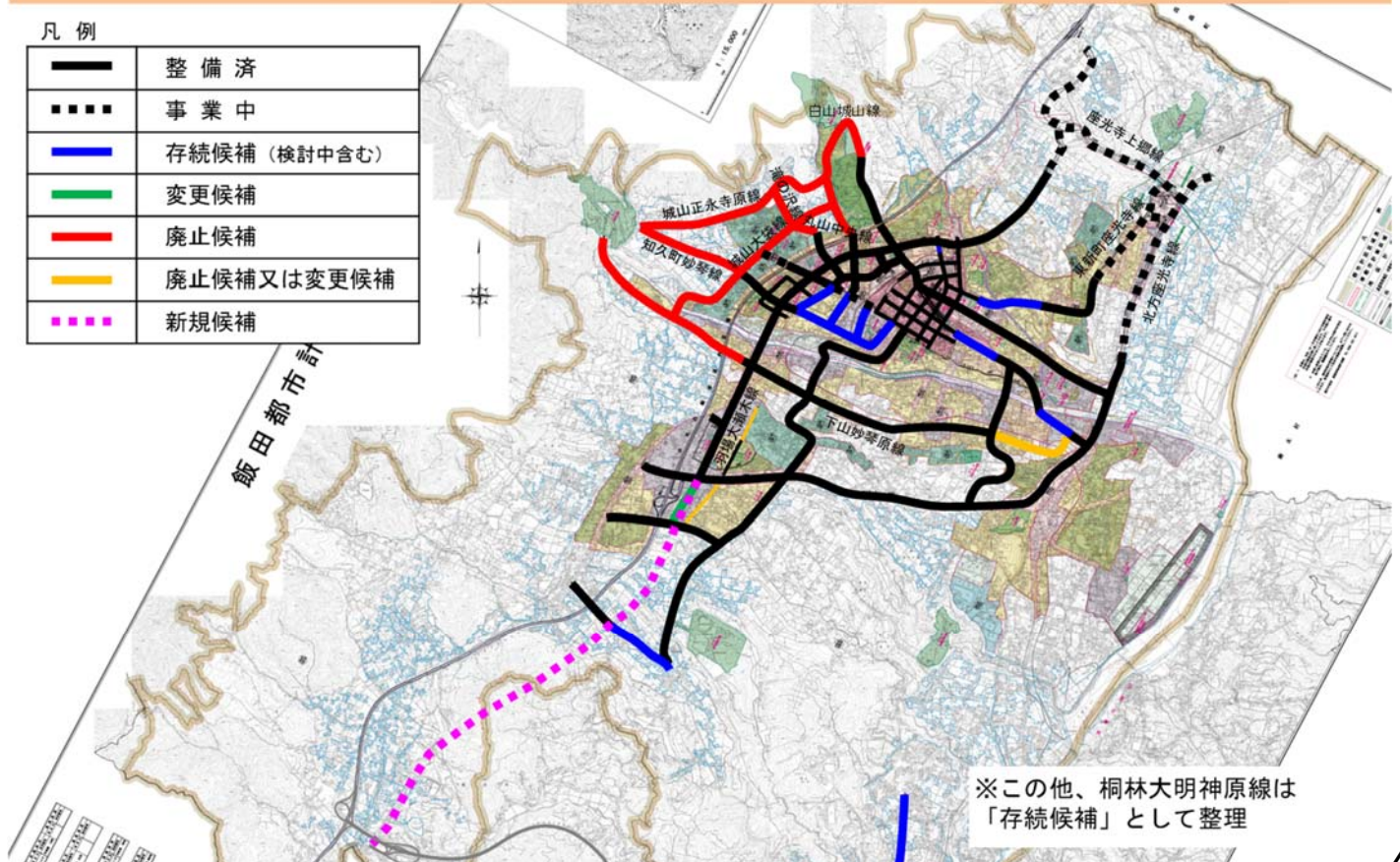
変更案

資料-4 都市計画道路の見直し方針

都市計画道路の見直し方針

凡例

—	整備済
●●●●	事業中
—	存続候補（検討中含む）
—	変更候補
—	廃止候補
—	廃止候補又は変更候補
—	新規候補



4

土地利用基本方針の変更箇所

都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県区域マスタープラン）において、都市構造の広域連携軸として位置付けられる重要な路線です。また土地利用基本方針においても、飯田市道路網構想の放射道路軸として内環状道路軸の連絡とともに、高規格道路の代替機能を担う重要な路線と位置付けています。

◆主な変更箇所

第2編 市全域の都市づくりの構想

第4章 都市施設の整備方針

第1節 交通施設の整備方針

1. 都市計画道路

(1) 基本方針

○都市計画道路の見直しに関する方針

追加

- ・リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通も見据えて、全市的又は広域的な視点に立って、必要な道路軸を新たに都市計画道路として位置付けます。
- ・特に国道153号飯田南道路は、内環状道路の連絡とともに、高規格道路の代替機能を担う重要な路線であり、広域道路ネットワークの一環をなす道路として都市計画道路に位置付けます。

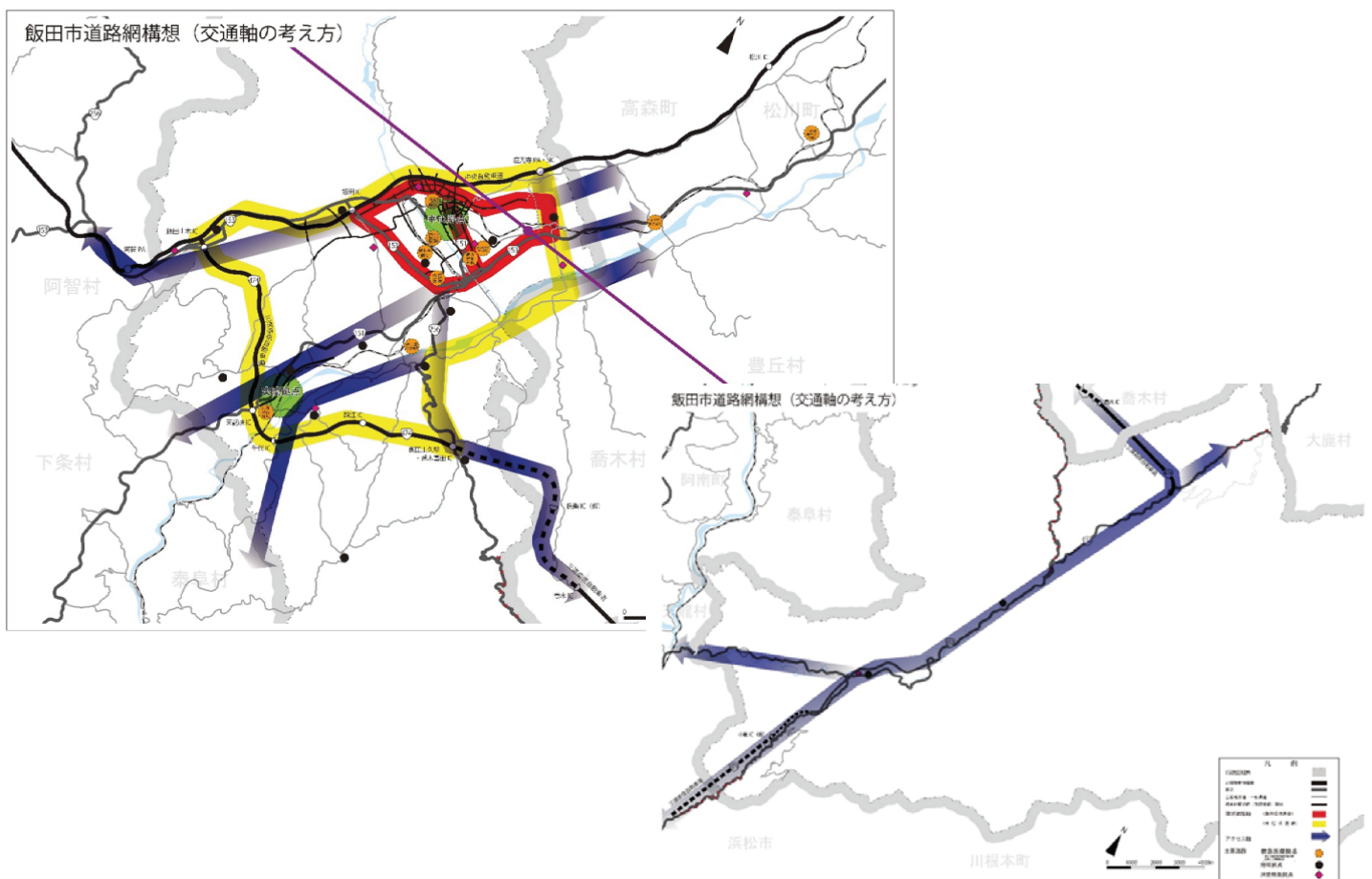
+ 資料編（新図）都市計画道路の見直し方針及び（新図）道路網構想

5

飯田市道路網構想

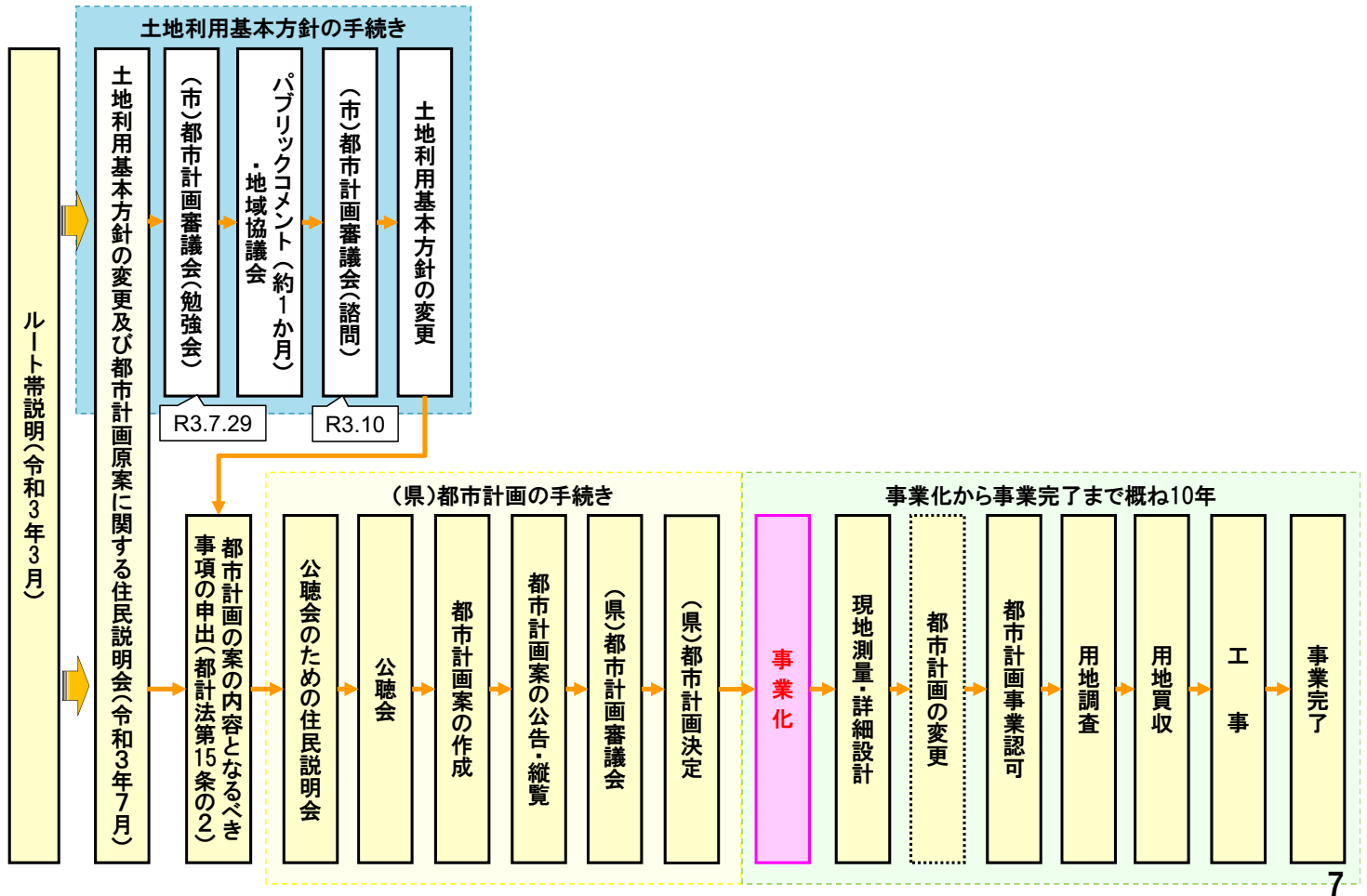
資料-5 飯田市道路網構想

道路整備に伴う時点修正



6

各手続きの流れ



グリーンインフラについて

グリーンインフラとは

社会資本整備や**土地利用等**のハード・ソフト両面において、

- 主に**民間の行為**(開発・建築、低未利用地の活用、多様な活動など)
- **公共事業**(道路・街路、河川、砂防、公園、市街地開発、公共施設整備など)

自然環境が有する**多様な機能**を活用し、

グリーン
→ **緑**、水、土、生物、...

生物の生息・生育の場
気温上昇の抑制
防災・減災
良好な景観形成 など

持続可能で**魅力ある**国土・都市・地域づくりを進める取組

- 豊かな生活空間, 快適なビジネス環境, 観光, 地域や都市の価値UP(⇒投資を呼び込む)
- 「成長する(育てる)インフラ」
適切な維持管理・多様な主体の連携が必要

信州まちなかグリーンインフラ推進計画について

はじめに

～まちなかみどり宣言～

2050年「まち」が「みどり」であふれる

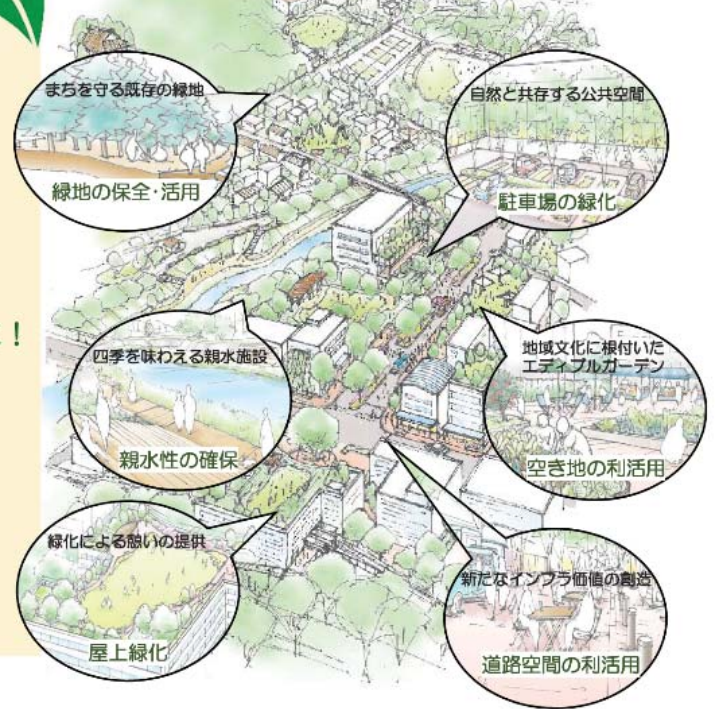
公共インフラが「みどり」で変わる

- ・ 道路は、ウォーカブル（歩きたくない道）に！
- ・ 公園や広場は、まちと人をつなぐ場に！
- ・ 河川や水路は、うるおいを感じ、水に親しめる場に！

都市空間が「みどり」で色づく

- ・ 駐車場は、みどりであふれる！
- ・ 空き地が、みどりに生まれ変わる！
- ・ 建物の敷地内にみどりを育み、楽しむ！
- ・ 緑地は、まちの資産として守られ、活かされる！

30年後の未来はこんなまちに！
～みどりがあると楽しいこといっぱい～



信州まちなかグリーンインフラ推進計画について

まちなかでの展開方針

方針1

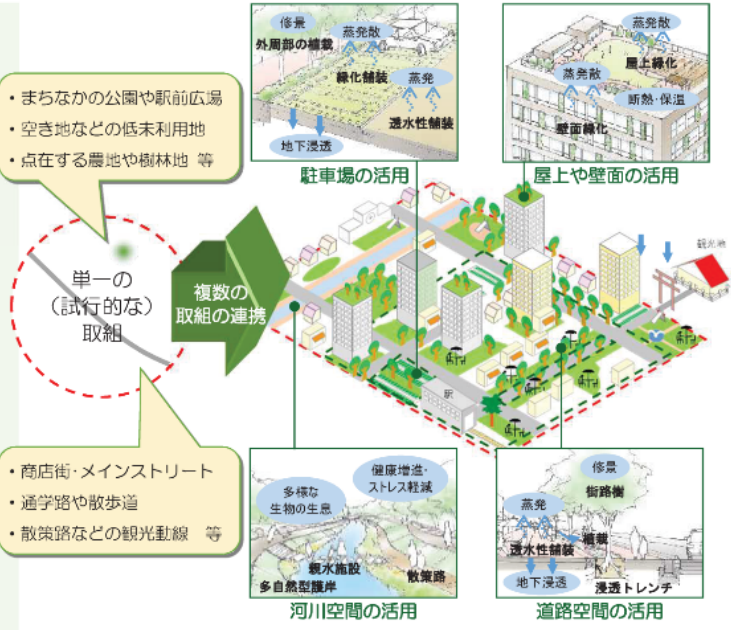
【信州の魅力を活かしたまちづくり】
グリーンインフラを活用し、地域の自然、歴史・風土や農との共生など、多様な魅力にふれられるまちづくりを目指します。

方針2

【ひと中心のまち構造へ】
日常生活や観光等で利用が多い歩行者動線を基軸として、歩行者が中心となるまち構造への転換を意識したグリーンインフラの導入を図ります。

方針3

【小さな取組からまち全体へ】
大都市のような大規模開発と連動したまちづくりではなく、行政と民間事業者、地域住民が共同で、小さな取組から実践し、まち全体への展開を図ります。



信州まちなかグリーンインフラ推進計画について

計画の目的と目標

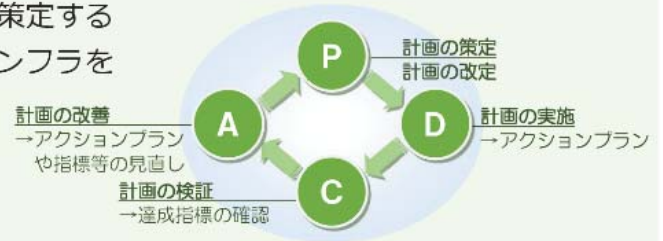
グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、緑地等の適切な保全を図りながら、都市の基盤となる道路や河川、公園等に積極的に取り入れるなど、「まち全体にグリーンインフラを広げていくこと」を目的として、2030年までの目標を定め、PDCAサイクルで管理・運用を図ります。

◆ 目標1 グリーンインフラの浸透

県が策定する都市計画区域マスタープラン、市町村が策定する市町村マスタープラン及び緑の基本計画にグリーンインフラを位置付けます。

◆ 目標2 グリーンインフラの普及

まちなかにおけるグリーンインフラの導入事例を10件（1圏域につき1件）以上つくることを目指します。



土地利用基本方針の変更に至る経緯

国

平成27年度閣議決定された「国土形成計画」、「第4次社会資本整備重点計画」での、
・国土の適切な管理 ・安心安全で持続可能な国土
・人口減少 高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成
といった課題への対応の一つとしてグリーンインフラの取組を推進することを位置付けた。

県

長野県では、グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、まち全体に広げていくことを目的として「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を令和3年4月に策定した。

市

市としても、持続可能な開発目標である「SDGs」との親和性も高く、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」の実現に資することから、令和3年7月に「信州まちなかみどり宣言（知事と主要4都市の市長との共同宣言）」を行い、県と連携してグリーンインフラ導入推進に取り組んでいくこととしている。

土地利用基本方針の変更箇所

◆主な変更箇所

第2編 市全域の都市づくりの構想

第3章 都市の整備に関する方針

第1節 市全域に対する土地利用の方針

追加

4. グリーンインフラの導入推進

グリーンインフラ※は、自然環境の持つ多面的な機能や仕組みを、社会資本整備や土地利用等に活用することで地域の課題解決に貢献する手法で、持続可能な都市・地域づくりにつながる取り組みです。

国では、平成27年度に閣議決定された国土形成計画や第4次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することを位置付けました。

長野県では、グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、まち全体に広げていくことを目的として「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を令和3年4月に策定しました。

当市としても、持続可能な開発目標である「SDGs」との親和性も高く、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」の実現に資することから、令和3年7月に「信州まちなかみどり宣言（知事との共同宣言）」を行い、県と連携してグリーンインフラ導入推進に取り組んで行くこととしています。

※グリーンインフラとは、グリーンインフラストラクチャー（Green infrastructure）の略で、自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するインフラ整備・管理の新しい取組です。

13

(1) 基本方針

○導入にあたっての基本的な考え方

計画段階又は設計段階において、自然災害への対応、環境の保全、人口減少・高齢化への対応といった地域課題を把握し、目標を明確化した上で、自然環境が有する多様な機能や仕組みを活用する手法を取り入れた対応案（必要に応じて複数案）を立案します。

防災・減災、地域の魅力向上・地域振興、環境保全・改善、健康・文化への貢献といった機能や仕組みを考慮して、技術的又は専門的知見も踏まえて、対応案を検討します。

検討にあたっては、行政のみならず、各種団体、地域住民、大学や研究機関などの公・民・学の連携した組織づくりを行い、多様な主体の参画によって取り組むよう努めます。

○機能と効果の発現

自然環境が有する多様な機能には、良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供、浸水対策（浸透等）、健康、レクリエーション等文化提供、延焼防止、外力減衰、緩衝、地球温暖化緩和、ヒートアイランド対策等があり、これらの機能は時間の経過とともに変化するため、必要な機能が効果的に発現できるよう検討します。

○新たな都市整備への導入推進

新たな都市整備にあたっては、自然の持つ多面的な機能や仕組みを活用したグリーンインフラの導入を推進し、複数の地域課題を同時に解決して、持続可能な社会の構築とまちなかの魅力醸成に寄与するよう取り組みます。

14